



18総第96号
平成18年11月24日

東御市国民保護協議会長 様

東御市長 土屋 哲男



東御市国民保護計画について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定される「東御市国民保護計画」を作成することについて、同法第35条第2項に定める東御市が実施する国民保護措置に関する重要事項について、同法第39条第3項の規定により貴協議会の意見を求めます。

なお、平成19年2月28日までに答申願います。